

中之条町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県中之条町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (経過年数22年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	19.83人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(中之条処理区)		
処 理 場 数	1箇所(中之条浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

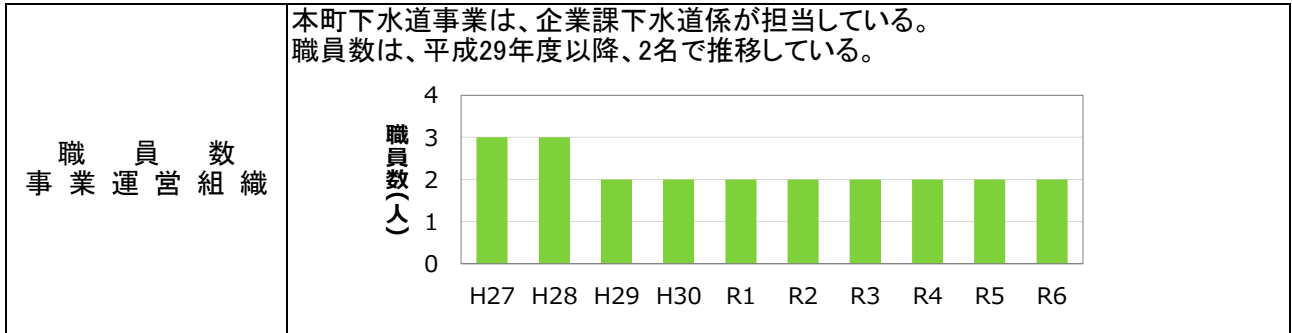
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・現行使用料体系は平成10年4月1日に改定。(前回平成2年4月に改定) ・全事業で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.2)を採用している。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	2,200 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	令和5年度	2,200 円	令和6年度 2,164 円
	令和4年度	2,200 円	令和5年度 2,156 円
			令和4年度 2,303 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織



(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■ 処理場施設の維持管理業務等を民間企業に委託。 (仕様発注) ■ 包括的民間委託は未導入。
	イ 指定管理者制度	■ 未導入
	ウ PPP・PFI	■ 未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■ 未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■ 未導入

*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

經營比較分析表（令和6年度決算）

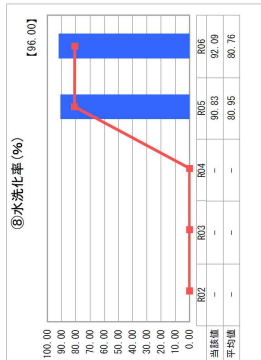
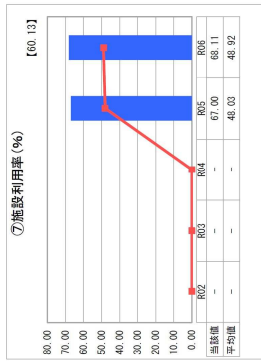
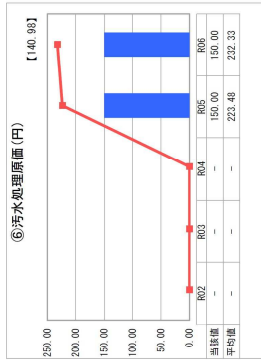
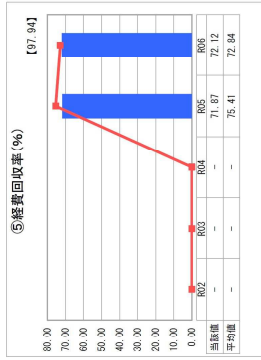
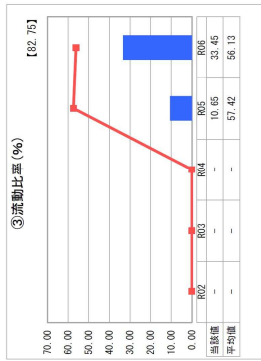
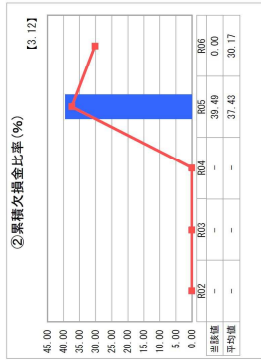
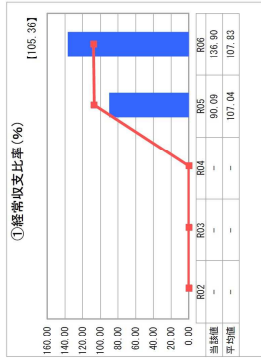
群馬県 中之条町					
	業種名	業種名	事業区分	類似団体区分	管理者の情報
	法適用	下水道事業	公共下水道	GdZ	非設置
資金不足比率(%)	-	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当り家庭料金(円)
		52.81	54.60	90.48	2,200

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
14, 326	439. 28	32. 61
處理區域內人口 (人)	處理區域面積 (km ²)	處理區域內人口密度 (人/km ²)
7, 752	3. 91	1, 982. 61

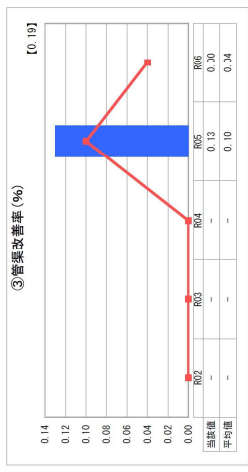
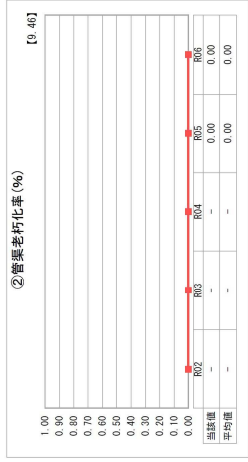
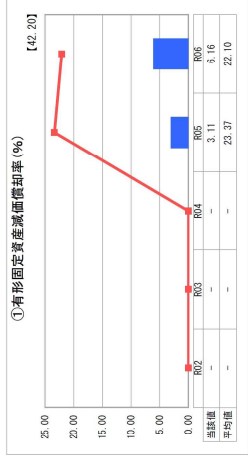
ダラフ凡例

■ 当該団体値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 【 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
- ①経営効率化率は136.90%と、前年度と比較して大きく増加した。主な要因としては、元金償還に充てられた繰入金受取前受金戻入とて計上したことなどが挙げられる。
- ②流動比率は、類似団体に比較して低い水準であるが、前年度より向上している。
- ③流動性比率は、類似団体に比較して低い水準であるが、前年度より向上している。
- ④固定資産対負債比率は、類似団体に比較して低い水準である。今後企業価値の向上は行うものの、低水準に懸念を抱えている。
- ⑤回収率は、類似団体にほぼ同水準にあるが、100%を下回っている。これは、汚水処理にかかる費用が前年度収入の欠けであったことなど、この年度費用が前年度収入の確保及び汚水処理費の削減に用いられ、回収率の低下に繋がっている。
- ⑥汚水処理費は、類似団体平均を下回っているものの、前年度に比べて回収率増加のため、回収率の低下に繋がっている。
- ⑦中・長期借入金センターの返済に充てられているため、流動性比率は、類似団体の比較で高い傾向にあるものの、今後返済の農業基盤若水施設との統合にも影響する可能性がある。
- ⑧水基水質は、類似団体と比較してやや高い状態であるが、更なる接続促進が求められる。
2. 老朽化の状況について
- ①令和元年度の法定耐用年時に固定資産を取得したものと比べ、取得価格を再評価したことにより、開始時のコストの減価償却累計額がとなった。そのため、有形固定資産の減価償却累計額は、かなり低い水準となっており、今後はその減価償却累計額の増加に伴い上昇していくことが見込まれる。
- ②法定耐用年数を経過した管理がないため、管理老朽化率は0%となっている。
- ③当該年度におきましては処理場工事の建設改修工事が完了したため、管理老朽化率は0%となっていた。平成15年度より供用を開始し、令和元年度より総務部管轄（ヒューマン工事業）を実施してより、計画的な管理工事を実施する予定である。

全体總括

木町の公共下水道事業は、令和5年度より営企業会計に移行した。営企業会計においては、①流動比率と②全負債償還高率の経営指標においては、③流動比率と④全負債償還高率と対事業経営が類似したものと比較して特におおきく、経営の改善が必須に別とあるとされている。人口減少により、使用人の増加は見込みのない、収入減少は一貫会計での繰入金に大きく依存している状況である。

また、処理場及び管渠施設の修繕費やきり管等の更新等による支出の増加も懸念されているため、維持管理の効率化を図るとともに、使用料改定を視野に入れた事業改善を行う必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

- 本町の下水道事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。

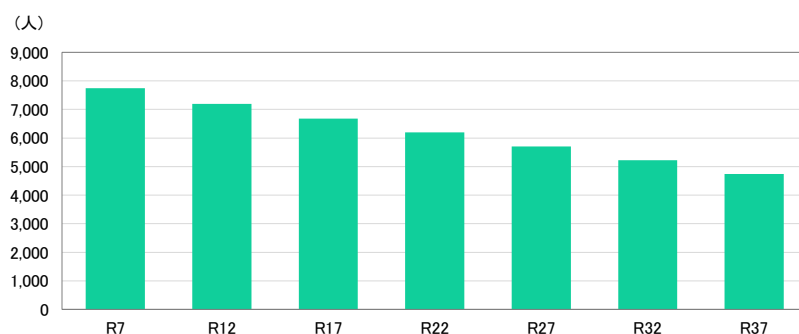


図 処理区域内人口の予測

(2) 有収水量の予測

- 生活系汚水量と事業所系汚水量に区分して算定する。
- [生活系は水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 事業所系汚水量は、近年の減少率を加味して算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和37年度には51万 m^3 と、令和7年度から約30万 m^3 減少する見通し。

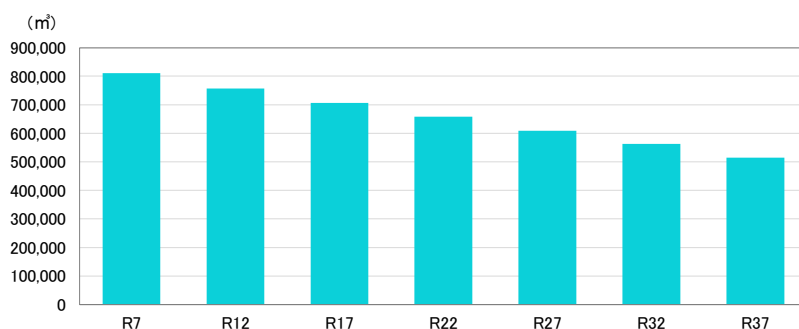


図 有収水量の予測

(3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(107.81円/ m^3)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入は令和37年度には5,600万円と、令和7年度から約3,200万円減少する見通し。

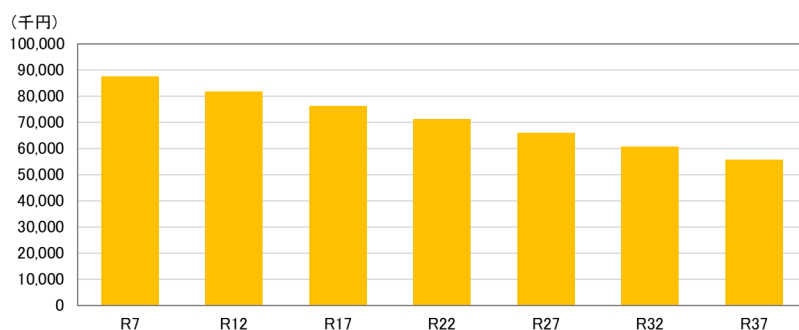


図 使用料収入の見通し

(4) 施設の見通し

- 本町公共下水道事業は処理場1か所(中之条浄化センター)、管渠83km(全て污水)を保有。
- 中之条浄化センターについては、供用開始から22年が経過しており、機械・電気設備を中心に今後老朽化が進む見通しであり、老朽化対策の実施を予定。
- 管路施設については、管路の新設は無いものの、劣化が進む個所の更生工事を実施する見通し。

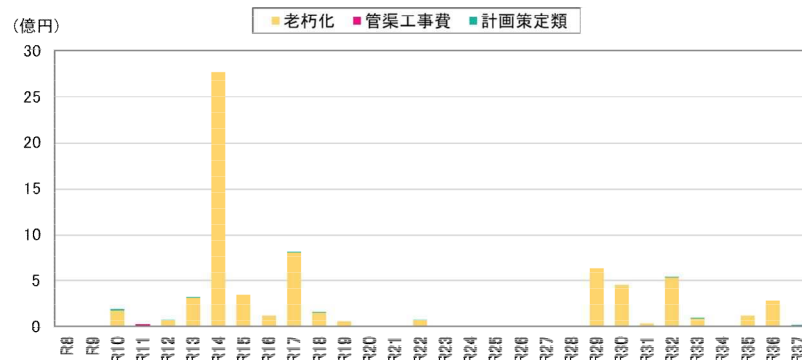


図 施設の見通し

(5) 組織の見通し

今後、本町の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められます。
そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針です。

3. 経営の基本方針

【中之条町下水道事業 経営の基本方針】

中之条町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税収・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 施設の老朽化対策

■将来も下水道事業を持続可能なものとするために、機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、処理場やポンプ施設を対象とする改築事業の推進やストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 施設機能の維持

■温泉水や不明水等に起因する管路施設等の劣化を踏まえ、管路施設の更生工事等を推進し、下水道施設の機能維持に取り組んでいく。

3. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計繰入金への依存を見直し、自主性の高い経営を目指す。

4. 下水道施設の集約化

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

5. 経営基盤強化の取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

■安定した下水道事業経営を持続するために、人員増加や技術レベルの維持等を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	①中之条浄化センターの施設更新の推進 ②管路施設の更生工事の実施
-----	-------------------------------------

計画期間(令和8年度～令和17年度)における投資計画としては以下の内容を見込んでいます。

- ①中之条浄化センターの改築工事:約45億円
②管路更生工事:約3千万円

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	①国の補助制度等を最大限活用 ②使用料改定による経費回収率の向上
-----	-------------------------------------

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

- ①国庫補助金及び企業債
■現行の国の補助制度等を最大限活用することを前提として、国庫補助金や企業債の金額を計上しています。
国庫補助金:約12億円 企業債:約33億円
②下水道使用料
■経費回収率の向上を目的に、下水道使用料の改定を見込んでいます。正式な改定時期と改定率(全事業に改定率 R11:13%、R16:12%)は、審議会等での議論を踏まえて設定します。
使用料収入:約9億円
③一般会計繰入金
■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。また、収益的収支の赤字と事業全体の資金不足を補填するための基準外繰入金を計上します。
基準内繰入金:約28億円 基準外繰入金:約9億円

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

- ①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。
②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。
③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。
④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

区 分			年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
収 入 益 的 収 入 益 的 支 出 経	収 入 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	87,487	87,853	87,274	86,365	85,351	84,195	93,831	92,525	91,286	90,047	88,808	98,078	96,690	
		(1) 料 金 収 入	87,467	87,833	87,273	86,364	85,350	84,194	93,830	92,524	91,285	90,046	88,807	98,077	96,689	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(3) そ の 他	20	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2. 営 業 外 収 益	169,508	331,995	252,899	228,107	467,960	380,547	377,650	399,105	439,217	476,074	519,078	552,063	599,944	
		(1) 補 助 金	100,700	139,481	131,490	36,279	195,992	219,048	227,131	248,495	270,673	284,269	303,232	311,548	332,886	
		他 会 計 補 助 金	100,700	139,481	131,490	36,279	195,992	219,048	227,131	248,495	270,673	284,269	303,232	311,548	332,886	
		そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	68,801	192,458	121,407	191,525	271,966	161,497	150,517	150,608	168,542	191,803	215,844	240,513	267,056	
	(3) そ の 他	7	57	2	303	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	収 入 計 (C)	256,996	419,849	340,173	314,472	553,311	464,742	471,481	491,630	530,503	566,121	607,886	650,141	696,634		
	的 収 入 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	238,488	264,975	292,733	269,270	324,706	340,667	352,902	377,951	404,250	422,621	446,834	471,510	498,858	
		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	9,307	16,048	17,351	18,658	18,622	19,295	19,987	20,707	21,452	22,226	23,026	23,854	24,713
			退 職 給 付 費	4,574	7,617	7,806	8,166	8,378	8,680	8,992	9,316	9,651	9,999	10,359	10,732	11,118
			そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			そ の 他	4,733	8,431	9,545	10,492	10,244	10,615	10,995	11,391	11,801	12,227	12,667	13,122	13,595
		(2) 経 費	費	70,371	86,138	116,286	100,983	139,516	136,850	129,232	133,469	139,256	136,665	139,242	141,867	146,544
			動 力 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			修 繕 費	11,137	17,731	29,268	19,023	30,451	31,059	31,680	32,314	32,960	33,620	34,292	34,978	35,677
			材 料 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			そ の 他	59,234	68,407	87,018	81,960	109,065	105,791	97,552	101,155	106,296	103,045	104,950	106,889	110,867
		(3) 減 価 償 却 費	158,810	162,788	159,096	149,629	166,568	184,522	203,683	223,775	243,542	263,730	284,566	305,789	327,601	
		2. 営 業 外 費 用	46,797	41,680	38,528	41,640	33,410	39,293	45,506	48,708	51,717	54,635	57,602	60,366	63,341	
		(1) 支 払 利 息	45,255	41,637	38,498	36,060	33,372	39,254	45,466	48,667	51,675	54,592	57,559	60,322	63,296	
		(2) そ の 他	1,543	44	30	5,580	38	39	40	41	42	43	43	44	45	
		支 出 計 (D)	285,285	306,655	331,261	310,910	358,116	379,960	398,408	426,659	455,967	477,256	504,436	531,876	562,199	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-28,290	113,194	8,912	3,562	195,195	84,782	73,073	64,971	74,536	88,865	103,450	118,265	134,435	
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)		6,257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-6,257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-34,547	113,194	8,912	3,562	195,195	84,782	73,073	64,971	74,536	88,865	103,450	118,265	134,435			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-34,547	78,647	87,559	91,121	286,316	371,098	444,171	509,142	583,678	672,543	775,993	894,258	1,028,693			
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)	28,984	117,865	108,325	51,321	229,279	228,554	233,118	232,672	256,270	301,813	365,978	456,510	580,517		
	う ち 現 金 預 金	12,354	58,775	71,659	16,208	148,845	156,214	156,923	156,239	176,991	218,828	279,248	365,774	487,588		
	う ち 未 収 金	16,590	59,087	36,621	35,070	80,335	72,251	76,101	76,339	79,182	82,883	86,623	90,624	92,815		
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)	271,429	352,368	358,912	339,667	413,367	416,584	424,688	425,782	434,873	449,624	454,863	454,353	453,163		
	う ち 建 設 改 良 費 分	262,258	272,860	276,208	261,032	250,404	253,180	255,569	255,953	262,316	273,956	274,170	270,661	266,691		
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	う ち 未 払 金	8,371	78,220	82,704	78,635	162,963	163,404	169,119	169,829	172,557	175,668	180,693	183,692	186,472		
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (M)	87,487	87,853	87,274	86,365	85,351	84,195	93,831	92,525	91,286	90,047	88,808	98,078	96,690			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 範 的 な 模 範 (P)	87,487	87,853	87,274	86,365	85,351	84,195	93,831	92,525	91,286	90,047	88,808	98,078	96,690			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分			〔 決 算 〕	〔 決 算 〕	〔 予 算 〕	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	58,700	88,220	60,000	60,000	456,049	465,255	333,905	324,107	326,170	332,777	339,517	346,393	353,405	
		う ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	60,000	60,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3. 他 会 計 補 助 金	150,265	161,290	162,908	200,369	214,714	93,260	80,380	71,468	81,990	97,751	113,795	130,091	147,879	
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	3,300	-	8,250	5,500	161,305	164,531	167,821	171,178	174,602	178,094	181,656	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	5,250	8,135	4,241	4,240	4,241	4,241	4,241	4,241	4,241	4,241	4,241	4,241	4,241	
		9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (A)	214,215	257,645	230,449	264,609	683,254	568,256	579,831	564,347	580,222	605,947	632,155	658,819	687,181		
	(A) の う ち 翌 年 度 へ 繰 り 越 され る 支 出 の 財 源 充 当 額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	純 計 (A)-(B) (C)	214,215	257,645	230,449	264,609	683,254	568,256	579,831	564,347	580,222	605,947	632,155	658,819	687,181		
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	17,523	58,850	11,000	-	460,290	469,496	499,451	492,879	498,232	508,196	518,360	528,728	539,302	
		う ち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2. 企 業 債 償 還 金	260,702	266,512	277,116	276,208	261,032	250,404	253,180	255,569	255,953	262,316	273,956	274,170	270,661	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. そ の 他	-	-	2,000	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計 (D)	278,225	325,362	290,116	278,208	721,322	719,900	752,631	748,448	754,185	770,512	792,316	802,898	809,963	
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (E)			64,011	67,717	59,667	13,599	38,068	151,644	172,800	184,101	173,963	164,565	160,161	144,079	122,782	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	64,011	-	59,667	2,813	-113,622	108,375	127,395	139,294	128,669	118,365	113,037	96,013	73,755		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	67,717	-	2,562	109,845	588	-	-	-	-	-	-	-		
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	4. そ の 他	-	-	-	-	41,845	42,681	45,405	44,807	45,294	46,200	47,124	48,066	49,027		
	計 (F)	64,011	67,717	59,667	5,375	38,068	151,644	172,800	184,101	173,963	164,565	160,161	144,079	122,782		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-	-	-	8,224	-	-	-	-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)			2,634,670	2,472,792	2,255,676	2,039,468	2,234,485	2,449,336	2,530,061	2,598,599	2,668,816	2,739,277	2,804,838	2,877,061	2,959,805	

○他会計繰入金

年 度		令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的	収 支 分	100,700	139,481	131,490	36,279	195,992	219,048	227,131	248,495	270,673	284,269	303,232	311,548	332,886
	う ち 基 準 内 繰 入 金	100,700	139,481	131,490	36,279	123,169	147,061	171,705	186,805	201,211	215,384	229,731	243,863	258,276
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	72,823	71,987	55,426	61,690	69,462	68,885	73,501	67,685	74,610
資 本 的	収 支 分	150,265	161,290	162,908	200,369	214,714	93,260	80,380	71,468	81,990	97,751	113,795	130,091	147,879
	う ち 基 準 内 繰 入 金	150,265	161,290	162,908	200,369	6,825	28,171	50,268	66,567	81,990	97,751	113,795	130,091	147,879
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	207,889	65,089	30,112	4,901	-	-	-	-	-
合 計		250,965	300,771	294,398	236,648	410,706	312,308	307,511	319,963	352,663	382,020	417,027	441,639	480,765

○補填財源

[illegible]

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	■県主導の施策と連携しながら、積極的に取り組んでいく。
投資の平準化に関する事項	■老朽化対策を実施する際にはストックマネジメント計画を策定し、予防保全型の維持管理を導入し、投資の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	■国の動向や他自治体での導入状況を踏まえて、新たな官民連携手法であるウォーターPPPの導入について、方針を検討します。
その他の取組	■上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■経費回収率の向上、基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	■現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	■先進事例等を踏まえて、包括的民間委託やウォーターPPP等の導入も、必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	■今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上しているが、将来的には、改築事業の実施等を踏まえて、執行体制を適宜見直します。
動力費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、薬品費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	■ストックマネジメント計画等を踏まえて、予防保全型の修繕を実施し、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	■委託内容や発注方法の見直し、新技術の導入などによる委託費の削減を目指します。
その他の取組	■安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。 ■経営戦略の見直しは5年に1回を基本として行います。(次回令和12年度見直し予定)
---------------------	--

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日 国水下事第56号)が発出されました。同通知に基づき、公共下水道事業を対象に、経費回収率の向上に向けたロードマップを設定します。

項目	目標
経費回収率の向上	物価上昇や人口減少による有収水量の減少に伴い、現行下水道使用料体系を維持した場合、経費回収率は低下する見通しです。 このため、下水道使用料の改定(改定率 R11:13%、R16:12%)を行い、経費回収率の向上を図り、以下のような数値目標を設定します。 ＜経費回収率＞ R12 60.0% R17 56.4%

経営改善に向けた取組の実施時期を示したロードマップを、以下のように設定します。

[illegible]

中之条町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県中之条町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和61年度 (経過年数39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	10.22人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区(四万処理区、沢渡処理区、横尾処理区)		
処 理 場 数	2箇所(四万水質管理センター、沢渡水質管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

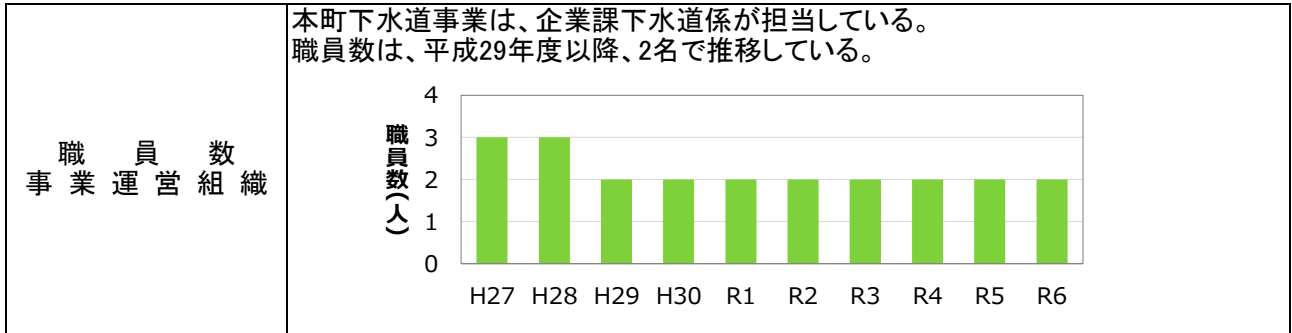
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・現行使用料体系は平成10年4月1日に改定。(前回は平成2年4月に改定) ・全事業で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.2)を採用している。						
業務用使用料体系の概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。						
その他の使用料体系の概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	2,200	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	2,916	円
	令和5年度	2,200	円		令和5年度	2,894	円
	令和4年度	2,200	円		令和4年度	2,338	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織



(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■ 処理場施設の維持管理業務等を民間企業に委託。 (仕様発注) ■ 包括的民間委託は未導入。
	イ 指定管理者制度	■ 未導入
	ウ PPP・PFI	■ 未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■ 未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■ 未導入

*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

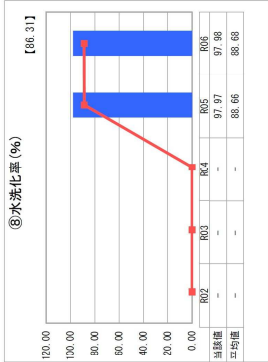
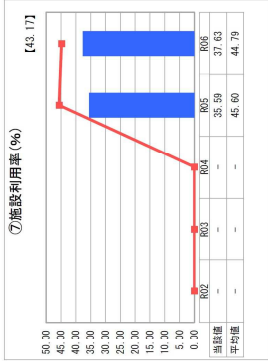
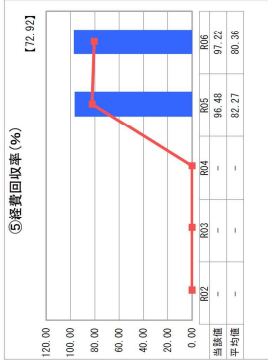
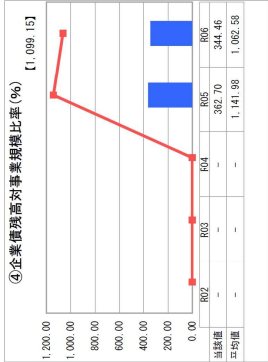
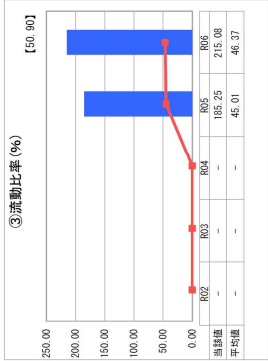
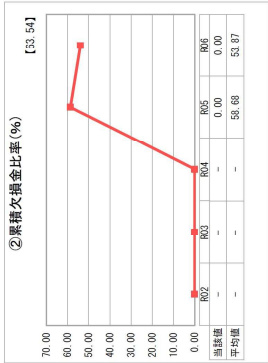
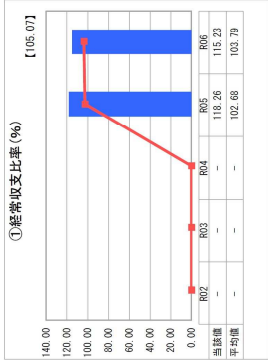
群馬県 中之条町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家賃料金(円)
-	63.81	4.18	95.17	2,200

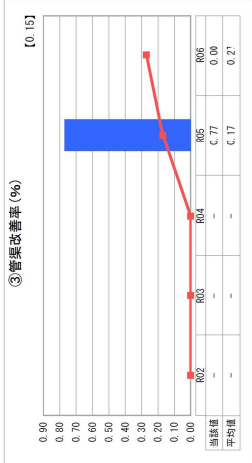
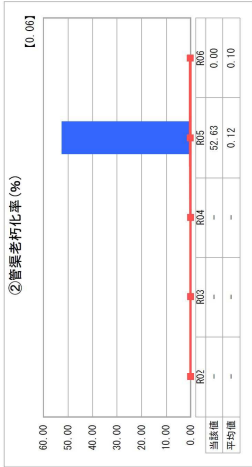
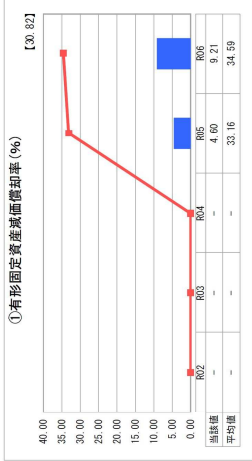
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,326	439.28	32.61
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
593	0.58	1,022.41

グラフ凡例
■ 当該団体量（当該値）
- 類似団体量平均値（平均値）
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は前年度と比較して僅かに減少したものの、100%を超える水準である。しかしながら、一般会計からの繰入金が増収の多くの割合を占めているため、収益性を考えた効率性の評価を行うとともに使用料の増収を目指す必要がある。②類似団体と比較して累積欠損金比率は前年度より減少しているが、企業債務高対事業増備比率は前年度より増加していることから、類似団体と比較して低い水準にある。③経費回収率は、類似団体平均を上回っているが、100%を僅かに下回っている。これは、汚水処理にかかる費用が使用料収入のみで賄えないという点であり、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が求められる。④汚水処理原価は、類似団体平均を下回っているが、今後も投資の効率化や有収水量増加のための取組など経営改善が必要である。⑤四万水質管理センター、汚水水質管理センターの施設で下水処理を行っている。施設利用率は、類似団体と比較して僅かに低い傾向にある。要因としては、どちらとも細系統を中心とした処理区域であることから、観望者の増減により処理水量が一定でないという特徴があるためと考えられる。コロナ禍収束後は観客が増加傾向であるため、それに伴い利用率も向上することが考えられる。⑥水流失率は、既に水流失の整備が進んでいるため、高い水準となっている。

2. 老朽化の状況について

①令和6年度の法定耐用時に固定資産を取得したものと勘定して取得価額を再評価したことにより、開始時点の減価償却累計額がとなった。そのため、有形固定資産減価償却率は、かなり低い水準となっている。今後は減価償却累計額の増加に伴い上昇していくことが見込まれる。

②法定耐用年数を経過した資産がないため、営業老朽化率は0%となっている。なお、令和5年度の数値は限りであり、本来は0%である。

③当年度においては営業更生工事を行わなかったため、営業改善率は0%となった。

四万処理区は昭和61年、沢渡処理区は昭和3年より供用開始し、約40年が経過していることから、計画的に更新工事を実施する必要がある。

全体総括

本町の特定環境保全公共下水道事業は、令和5年度より公益企業会計に移行した。

経営指標においては、類似団体と比較して概ね高い水準である。しかしながら、供用開始から長い年数を経過しているため、計画的な施設更新を進める必要がある。

処理区は理屈を金でおり、求人の増減が使用料収入に大きく影響することが特徴であるが、人口減少により、使用量の大幅な増加は見込めないため、収入は一勘会計からの繰入金に大きく依存している状況である。

また、処理場及び管理施設の修繕費や老朽管理の更新等による支出の増加も予想されるため、維持管理等の効率化を図るとともに、使用料改定を視野に入れた経営改善を行う必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

- 本町の下水道事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。

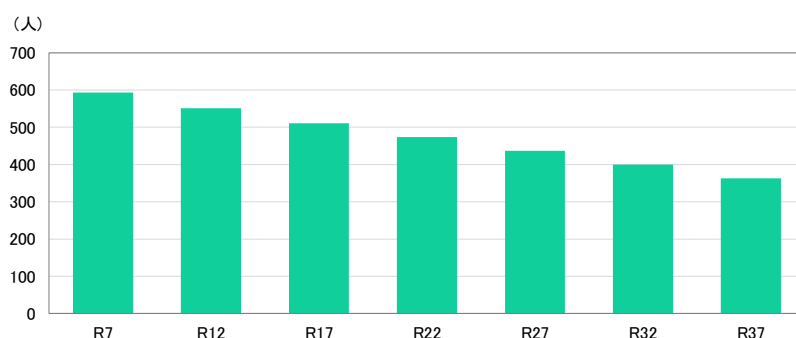


図 処理区域内人口の予測

(2) 有収水量の予測

- 生活系汚水量と事業所系汚水量に区分して算定する。
- [生活系は水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 事業所系汚水量は、近年の減少率を加味して算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和37年度には22万 m^3 と、令和7年度から約13万 m^3 減少する見通し。

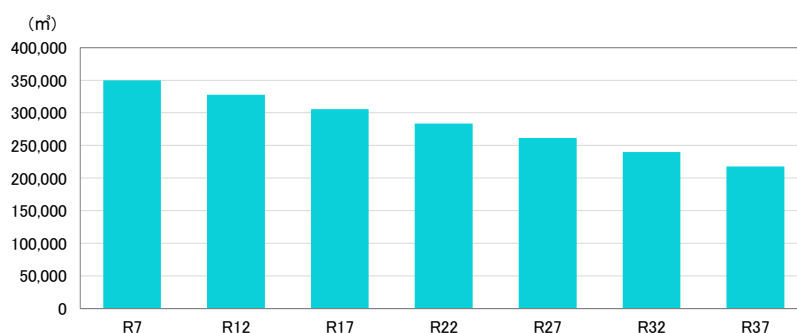


図 有収水量の予測

(3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(145.82円/ m^3)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入は令和37年度には3,200万円と、令和7年度から約2,300万円減少する見通し。

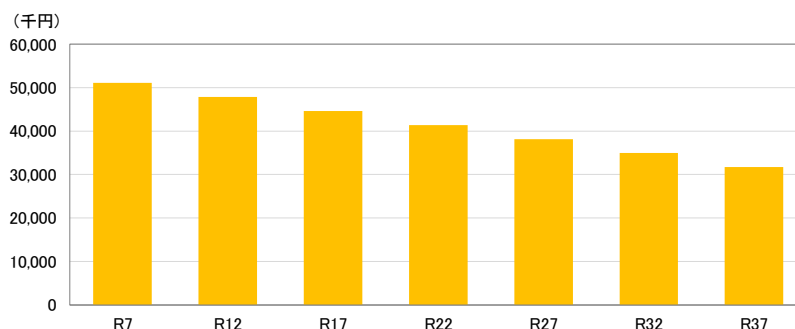


図 使用料収入の見通し

(4) 施設の見通し

■本町特定環境保全公共下水道事業は処理場2か所(四万水質管理センター、沢渡水質管理センター)、管渠30km(全て汚水)を保有。
■水質管理センターについては、供用開始から39年が経過しており、機械・電気設備を中心に今後老朽化が進む見通しであり、老朽化対策の実施を予定。
■管路施設については、管路の新設は無いものの、劣化が進む個所の更生工事を実施する見通し。

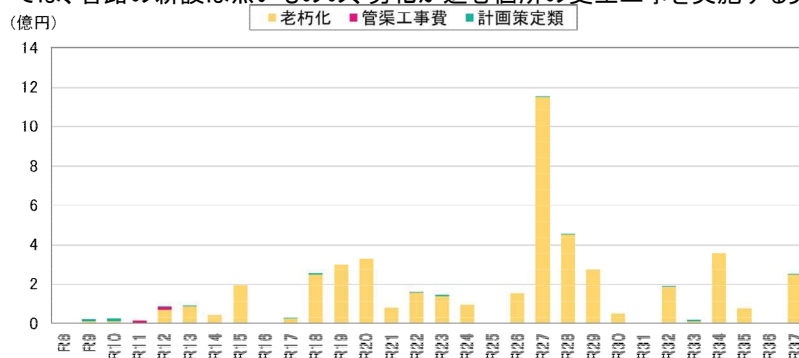


図 施設の見通し

(5) 組織の見通し

今後、本町の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められます。
そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針です。

3. 経営の基本方針

【中之条町下水道事業 経営の基本方針】

中之条町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税収・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 施設の老朽化対策

■将来も下水道事業を持続可能なものとするために、機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、処理場やポンプ施設を対象とする改築事業の推進やストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 施設機能の維持

■温泉水や不明水等に起因する管路施設等の劣化を踏まえ、管路施設の更生工事等を推進し、下水道施設の機能維持に取り組んでいく。

3. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計繰入金への依存を見直し、自主性の高い経営を目指す。

4. 下水道施設の集約化

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

5. 経営基盤強化の取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

■安定した下水道事業経営を持続するために、人員増加や技術レベルの維持等を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①水質管理センターの施設更新の推進
	②管路施設の更生工事の実施

計画期間(令和8年度～令和17年度)における投資計画としては以下の内容を見込んでいます。

- ①水質管理センターの改築工事:約4億円
- ②管路更生工事:約3千万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①国の補助制度等を最大限活用
	②使用料改定による経費回収率の向上

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

- ①国庫補助金及び企業債
■現行の国の補助制度等を最大限活用することを前提として、国庫補助金や企業債の金額を計上しています。
国庫補助金:約12億円 企業債:約36億円
- ②下水道使用料
■経費回収率の向上と基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定(全事業に改定率 R11:13%、R16:12%)を見込んでいます。正式な改定時期と改定率は、審議会等での議論を踏まえて設定します。
使用料収入:約5億円
- ③一般会計繰入金
■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。
基準内繰入金:約7億円

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

- ①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。
- ②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。
- ③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。
- ④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

区 分			年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	7,800	-	-	-	44,370	45,269	47,880	48,850	32,946	33,617	34,300	34,998	35,711	
		う ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3. 他 会 計 補 助 金	27,224	19,365	29,117	24,196	2,925	5,008	7,166	9,474	11,675	13,170	14,653	15,099	16,605	
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	-	-	8,250	5,500	14,542	14,833	15,130	15,432	15,741	16,056	16,376	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	1,170	-	946	945	585	585	585	585	585	585	585	585	585	
		9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (A)	36,194	19,365	30,063	25,141	56,130	56,362	70,173	73,742	60,336	62,804	65,279	66,738	69,277		
	(A) の う ち 翌 年 度 へ 繰 り 越 し 越 え ら れ る 支 出 の 財 源 充 当 額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	純 計 (A)-(B) (C)	36,194	19,365	30,063	25,141	56,130	56,362	70,173	73,742	60,336	62,804	65,279	66,738	69,277		
	支 出	1. 建 設 改 良 費	15,653	-	-	-	44,955	45,854	63,007	64,268	48,661	49,634	50,626	51,639	52,672	
		う ち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2. 企 業 債 償 還 金	41,209	38,637	40,394	46,068	39,230	42,279	45,349	46,638	47,509	49,421	51,422	51,616	48,442	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. そ の 他	-	-	2,000	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計 (D)	56,862	38,637	42,394	48,068	84,185	88,133	108,356	110,906	96,170	99,055	102,048	103,255	101,114	
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (E)		20,668	19,272	12,331	22,927	28,055	31,771	38,183	37,164	35,834	36,251	36,769	36,517	31,837		
補 填 財 源		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	20,668	19,272	12,331	23,143	23,968	27,602	32,455	31,321	31,410	31,739	32,167	31,823	27,049	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-216										
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-												
	4. そ の 他	-	-	-	-	4,087	4,169	5,728	5,843	4,424	4,512	4,602	4,694	4,788		
	計 (F)	20,668	19,272	12,331	22,927	28,055	31,771	38,183	37,164	35,834	36,251	36,769	36,517	31,837		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)			626,265	579,160	538,766	492,698	497,838	502,900	509,649	518,379	512,713	507,479	502,656	500,124	503,326	

○他会計繰入金

区 分 \ 年 度		令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		50,427	33,400	7,014	17,208	57,230	57,831	54,830	59,781	62,030	62,060	61,789	61,702	61,126
	う ち 基 準 内 繰 入 金	50,427	33,400	7,014	17,208	57,230	57,831	54,830	59,781	62,030	62,060	61,789	61,702	61,126
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分		27,224	19,365	29,117	24,196	2,925	5,008	7,166	9,474	11,675	13,170	14,653	15,099	16,605
	う ち 基 準 内 繰 入 金	27,224	19,365	29,117	24,196	2,925	5,008	7,166	9,474	11,675	13,170	14,653	15,099	16,605
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		77,651	52,765	36,131	41,404	60,155	62,839	61,996	69,255	73,705	75,230	76,442	76,801	77,731

○補填財源

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

区 分			年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
収 入 益 的 収 入 的 支 出	収 入 益	1. 営 業 収 益 (A)	52,919	51,618	55,151	54,818	49,766	49,113	54,761	54,023	53,291	52,559	51,826	57,224	56,404	
		(1) 料 金 収 入	52,919	51,618	55,151	54,818	49,766	49,113	54,761	54,023	53,291	52,559	51,826	57,224	56,404	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	的 収 入	2. 営 業 外 収 益	87,509	88,169	70,053	75,628	95,980	97,083	94,883	102,110	105,994	105,936	105,365	104,532	103,663	
		(1) 補 助 金	50,427	33,400	7,014	17,208	57,230	57,831	54,830	59,781	62,030	62,060	61,789	61,702	61,126	
			他 会 計 補 助 金	50,427	33,400	7,014	17,208	57,230	57,831	54,830	59,781	62,030	62,060	61,789	61,702	61,126
			そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	益 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	36,900	54,645	63,035	58,415	38,746	39,248	40,049	42,325	43,960	43,872	43,572	42,826	42,533	
		(3) そ の 他	182	125	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		収 入 計 (C)	140,428	139,787	125,204	130,446	145,746	146,196	149,644	156,133	159,285	158,495	157,191	161,756	160,067	
		的 収 入 的 支 出	1. 営 業 費 用	108,615	111,783	116,297	120,865	133,793	128,270	118,567	122,477	127,185	121,384	120,233	119,796	120,349
	(1) 職 員 給 与 費		基 本 給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			(2) 経 費	33,518	36,417	40,931	46,486	60,456	56,284	47,125	49,792	53,980	49,753	50,663	51,591	54,534
	動 力 費			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	修 繕 費			4,216	4,567	7,574	12,059	7,880	8,037	8,199	8,362	8,530	8,700	8,875	9,052	9,233
	材 料 費			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他		29,302	31,850	33,357	34,427	52,576	48,247	38,926	41,430	45,450	41,053	41,788	42,539	45,301	
(3) 減 価 償 却 費	75,097		75,366	75,366	74,379	73,337	71,986	71,442	72,685	73,205	71,631	69,570	68,205	65,815		
2. 営 業 外 費 用	10,118		9,508	8,994	8,797	7,681	7,995	8,281	8,579	8,859	8,749	8,619	8,469	8,339		
(1) 支 払 利 息	10,111		9,503	8,964	8,317	7,650	7,963	8,249	8,546	8,825	8,715	8,584	8,433	8,302		
(2) そ の 他	7	6	30	480	31	32	32	33	34	34	35	36	37			
支 出 計 (D)	118,733	121,291	125,291	129,662	141,474	136,265	126,848	131,056	136,044	130,133	128,852	128,265	128,688			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	21,695	18,496	-87	784	4,272	9,931	22,796	25,077	23,241	28,362	28,339	33,491	31,379			
特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
特 別 損 失 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	21,695	18,496	-87	784	4,272	9,931	22,796	25,077	23,241	28,362	28,339	33,491	31,379			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	21,695	40,191	40,104	40,888	45,160	55,091	77,887	102,964	126,205	154,567	182,906	216,397	247,776			
流 動 資 産 (J)	28,984	28,984	98,994	81,726	144,677	164,412	154,085	183,241	191,110	173,182	198,640	221,828	206,273			
	う ち 現 金 預 金	12,354	12,354	86,167	68,211	121,989	141,699	129,084	157,157	166,680	148,507	173,760	196,006	180,293		
	う ち 未 収 金	16,590	16,590	12,796	13,482	22,633	22,658	24,941	26,021	24,371	24,616	24,820	25,760	25,918		
流 動 負 債 (K)	271,429	271,429	125,545	128,102	172,006	175,153	186,108	191,676	184,843	185,608	189,015	187,532	186,079			
	う ち 建 設 改 良 費 分	262,258	262,258	46,068	39,230	42,279	45,349	46,638	47,509	49,421	51,422	51,616	48,442	46,417		
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	う ち 未 払 金	8,371	8,371	79,477	88,872	129,727	129,804	139,470	144,167	135,422	134,186	137,399	139,090	139,662		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (M)			52,919	51,618	55,151	54,818	49,766	49,113	54,761	54,023	53,291	52,559	51,826	57,224	56,404	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 事 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 範 の 規 定			52,919	51,618	55,151	54,818	49,766	49,113	54,761	54,023	53,291	52,559	51,826	57,224	56,404	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	■県主導の施策と連携しながら、積極的に取り組んでいく。
投資の平準化に関する事項	■老朽化対策を実施する際にはストックマネジメント計画を策定し、予防保全型の維持管理を導入し、投資の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	■国の動向や他自治体での導入状況を踏まえて、新たな官民連携手法であるウォーターPPPの導入について、方針を検討します。
その他の取組	■上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■経費回収率の向上、基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	■現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	■先進事例等を踏まえて、包括的民間委託やウォーターPPP等の導入も、必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	■今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上しているが、将来的には、改築事業の実施等を踏まえて、執行体制を適宜見直します。
動力費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、動力費の削減を務めます。
薬品費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、薬品費の削減を務めます。
修繕費に関する事項	■ストックマネジメント計画等を踏まえて、予防保全型の修繕を実施し、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	■委託内容や発注方法の見直し、新技術の導入などによる委託費の削減を目指します。
その他の取組	■安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。 ■経営戦略の見直しは5年に1回を基本として行います。(次回令和12年度見直し予定)
---------------------	--

6. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日 国水事第56号)が発出されました。同通知に基づき、公共下水道事業を対象に、経費回収率の向上に向けたロードマップを設定します。

(1) 経営改善に向けた数値目標の設定

項目	目標
経費回収率の向上	物価上昇や人口減少による有収水量の減少に伴い、現行下水道使用料体系を維持した場合、経費回収率は低下する見通しです。 このため、下水道使用料の改定を行い、経費回収率（改定率 R11:13%、R16:12%）の向上を図り、以下のような数値目標を設定します。 ＜経費回収率＞ R12 143.8% R17 140.6%

(2) 経営改善に向けた取り組みと実施時期

経営改善に向けた取組の実施時期を示したロードマップを、以下のように設定します。

[illegible]

中之条町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県中之条町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成8年度 (経過年数29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	10.26人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	4処理区 (下沢渡処理区、青山・市城処理区、大塚・平・下赤坂処理区、折田・山田処理区)		
処 理 場 数	4箇所(下沢渡農業集落排水センター、青山・市城農業集落排水センター、大塚・平農業集落排水センター、折田・山田農業集落排水センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

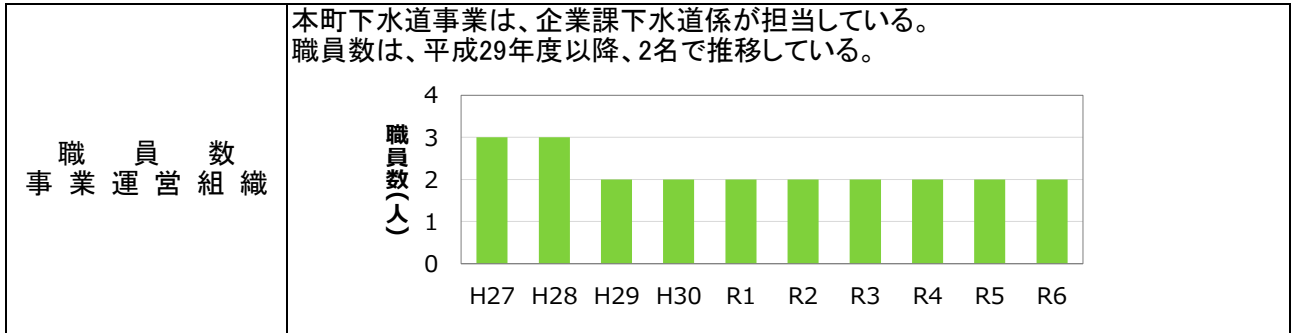
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・現行使用料体系は平成10年4月1日に改定。(前回平成2年4月に改定) ・全事業で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制 (累進度1.2)を採用している。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,200 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,339 円
	令和5年度 2,200 円		令和5年度 2,322 円
	令和4年度 2,200 円		令和4年度 2,029 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織



(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■ 処理場施設の維持管理業務等を民間企業に委託。 (仕様発注) ■ 包括的民間委託は未導入。
	イ 指定管理者制度	■ 未導入
	ウ PPP・PFI	■ 未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■ 未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■ 未導入

*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

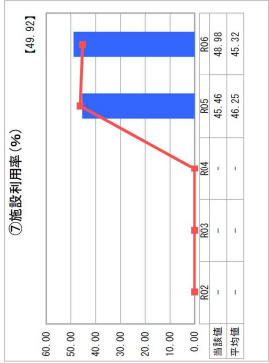
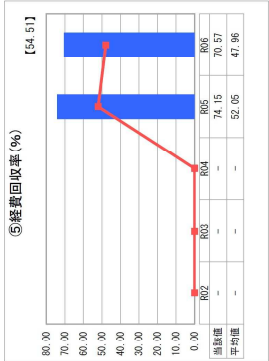
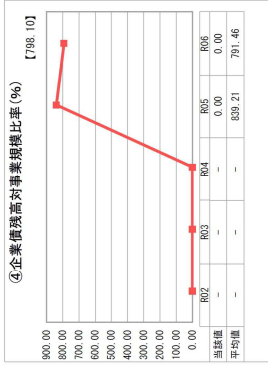
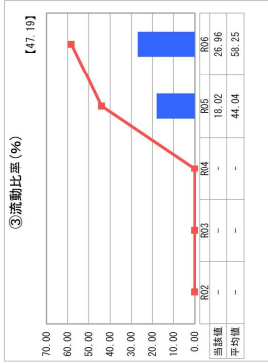
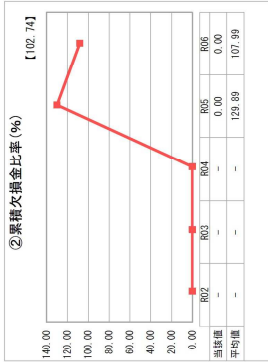
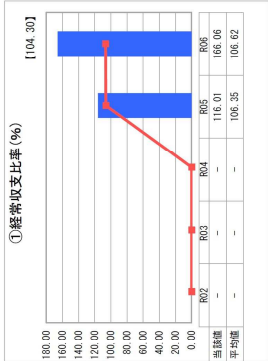
経営比較分析表（令和6年度決算）

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	62.97	20.23	69.45	2,200

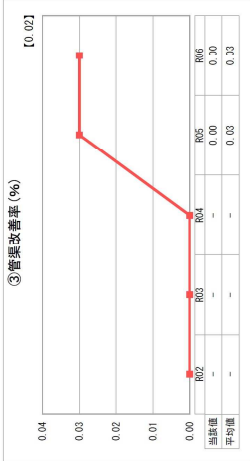
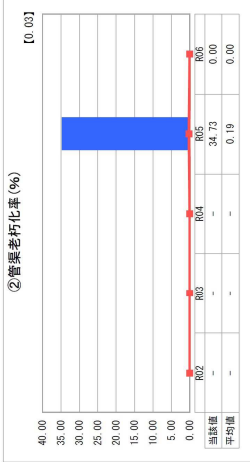
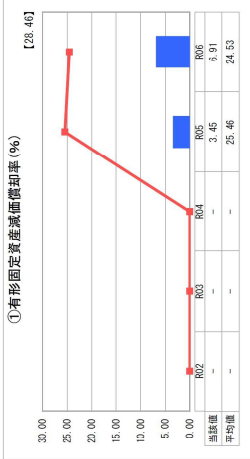
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,326	439.28	32.61
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,872	2.80	1,025.71

グラフ凡例
■ 当該団体の値（当該値）
— 類似団体の平均値（平均値）
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、166.08%と、前年度と比較して大きく増加した。主な要因としては、資金償還に充てた繰入金と長期前受金収入として計上したことが挙げられる。

②流動比率は、類似団体と比較して低い水準であるものの、前年度と比較して顕著な改善が見られる。これは、前年度に比べて流動資産が10%増加し、流動負債が10%減少したことが要因である。これは、前年度に比べて流動資産が10%増加し、流動負債が10%減少したことが要因である。

③経常回収率は、類似団体平均を上回っているが、100%を下回っている。これは、汚水処理にかかる費用が使用料収入のみで賄えないという点である。

④汚水処理原価は、類似団体平均を大幅に下回っているが、今後も投資の必要性や有収率増加のため、さらなる改善が必要である。

⑤下水道集落排水センターの整備と、所山田集落排水センターの整備による汚水処理能力の向上が、水洗化率の向上に寄与している。

⑥施設利用率は、類似団体と比較して低く、今後も施設の更新や増設が必要である。

⑦水洗化率は90%を超えており、今後も高い傾向となることが予想される。

2. 老朽化の状況について

①令和6年度の法定耐用年数取得したものと、繰上り取得したものとを評価した。その結果、有形固定資産の減価償却累計額は、前年度より増加している。これは、減価償却累計額の増加に伴い上昇していることが見られる。

②法定耐用年数を経過した管理がなされていないが、管理老朽化率は0%となっている。なお、令和5年度の管理老朽化率は0%となっている。

③現状、管渠改善は実施していないが、平成8年に供用を開始した管渠が経過していることから、計画的な更新工事を実施する必要がある。

全体総括

本町の農業集落排水事業は令和5年度より公益企業会計に移行した。

経営指標においては、類似団体と比較して概ね高い水準である。しかしながら、供用開始から長い年月が経過しているため、計画的な施設更新を進める必要がある。

入札により、使用量の増加は見込まないが、収入は一般会計からの繰入金に大きく依存している状況である。

また、処置場及び管渠施設の修繕費や老朽化の更新等による支出の増加も予想されるため、維持管理等の効率化を図るとともに、使用料設定を視野に入れた経営改善を行う必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出して示しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

- 本町の下水道事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。

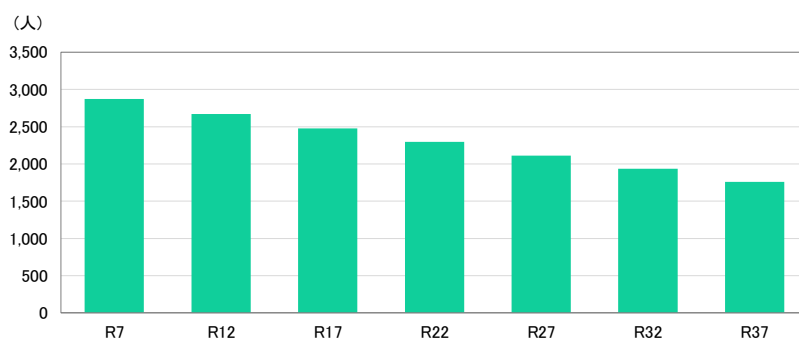


図 処理区域内人口の予測

(2) 有収水量の予測

- 生活系汚水量と事業所系汚水量に区分して算定する。
- [生活系は水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 事業所系汚水量は、近年の減少率を加味して算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和37年度には16万 m^3 と、令和7年度から約10万 m^3 減少する見通し。

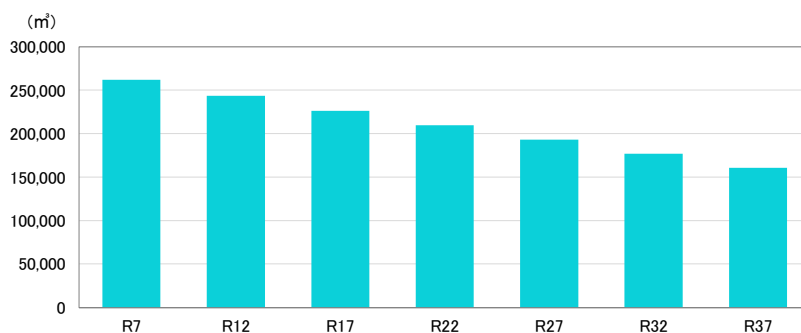


図 有収水量の予測

(3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(116.93円/ m^3)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入は令和37年度には1,900万円と、令和7年度から約1,500万円減少する見通し。

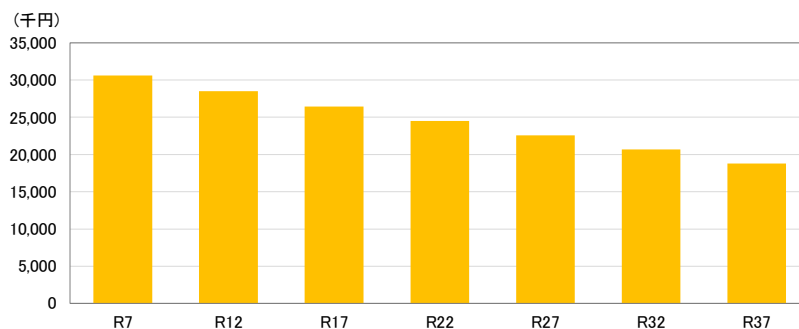


図 使用料収入の見通し

(4) 施設の見通し

■本町農業集落排水事業は処理場4か所(下沢渡農業集落排水センター、青山・市城農業集落排水センター、大塚・平農業集落排水センター、折田・山田農業集落排水センター)、管渠67km(全て汚水)を保有。
■農業集落排水センターについては、供用開始から29年が経過しており、機械・電気設備を中心に今後老朽化が進む見通しであり、老朽化対策の実施を予定。
■管路施設については、管路の新設は無いものの、劣化が進む個所の更生工事を実施する見通し。

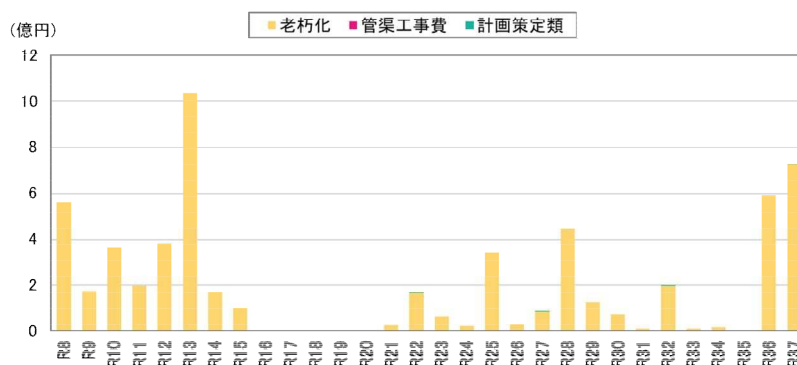


図 施設の見通し

(5) 組織の見通し

今後、本町の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められます。
そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針です。

3. 経営の基本方針

【中之条町下水道事業 経営の基本方針】

中之条町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税収・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 施設の老朽化対策

■将来も下水道事業を持続可能なものとするために、機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、処理場やポンプ施設を対象とする改築事業の推進やストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 施設機能の維持

■温泉水や不明水等に起因する管路施設等の劣化を踏まえ、管路施設の更生工事等を推進し、下水道施設の機能維持に取り組んでいく。

3. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計繰入金への依存を見直し、自主性の高い経営を目指す。

4. 下水道施設の集約化

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

5. 経営基盤強化の取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

■安定した下水道事業経営を持続するために、人員増加や技術レベルの維持等を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①農業集落排水センターの施設更新の推進
-----	---------------------

計画期間(令和8年度～令和17年度)における投資計画としては以下の内容を見込んでいます。

①農業集落排水センターの改築工事:約31億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①国の補助制度等を最大限活用 ②使用料改定による経費回収率の向上
-----	-------------------------------------

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

- ①国庫補助金及び企業債
■現行の国の補助制度等を最大限活用することを前提として、国庫補助金や企業債の金額を計上しています。
国庫補助金:約8億円 企業債:約23億円
- ②下水道使用料
■経費回収率の向上を目的に、下水道使用料の改定(全事業に改定率 R11:13%、R16:12%)を見込んでいます。正式な改定時期と改定率は、審議会等での議論を踏まえて設定します。
使用料収入:約3億円
- ③一般会計繰入金
■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。また、収益的収支の赤字と事業全体の資金不足を補填するための基準外繰入金を計上します。
基準内繰入金:約23億円 基準外繰入金:約6億円

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

- ①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。
- ②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。
- ③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。
- ④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分			〔 決 算 〕	〔 決 算 〕	〔 予 算 〕	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	50,000	50,000	55,000	40,000	316,047	322,371	216,234	220,562	224,977	229,479	234,073	238,758	243,536
		う ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	-	-	55,000	40,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3. 他 会 計 補 助 金	114,880	111,664	152,467	152,963	111,169	119,069	107,691	96,392	86,439	68,219	74,450	86,503	98,957
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	-	-	-	112,588	114,840	117,136	119,479	121,869	124,306	126,793	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8. 工 事 負 担 金	336	-	1,281	1,281	168	168	168	168	168	168	168	168	168
		9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	165,216	161,664	208,748	194,244	427,384	441,608	436,681	431,962	428,720	417,345	430,560	449,735	469,454	
	(A) の う ち 翌 年 度 へ 繰 り 越 し 越 され る 支 出 の 財 源 充 当 額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	純 計 (A)-(B) (C)	165,216	161,664	208,748	194,244	427,384	441,608	436,681	431,962	428,720	417,345	430,560	449,735	469,454	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	-	-	-	-	316,215	322,539	328,990	335,570	342,281	349,126	356,110	363,232	370,497
		う ち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 企 業 債 償 還 金	229,886	223,386	219,353	205,210	181,716	176,100	162,726	148,343	132,596	106,979	111,976	122,382	134,208
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5. そ の 他	-	-	500	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計 (D)	229,886	223,386	219,853	205,710	497,931	498,639	491,716	483,913	474,877	456,105	468,086	485,614	504,705
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (E)			64,670	61,722	11,105	11,466	70,547	57,031	55,035	51,951	46,157	38,760	37,526	35,251	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	62,031	-	11,105	11,466	41,800	27,709	25,127	21,445	15,041	7,021	5,152	2,858	1,569	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2,639	61,722	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他	-	-	-	-	28,747	29,322	29,908	30,506	31,116	31,739	32,374	33,021	33,682	
	計 (F)	64,670	61,722	11,105	11,466	70,547	57,031	55,035	51,951	46,157	38,760	37,526	35,879	35,251	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)			1,386,565	1,211,929	1,047,576	882,366	1,016,697	1,162,968	1,216,476	1,288,695	1,381,076	1,503,576	1,625,673	1,742,049	1,851,377

○他会計繰入金

年 度		令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的	収 支 分	128,756	115,472	88,753	12,385	134,697	153,964	170,083	184,896	196,663	210,833	225,562	236,739	253,820
	う ち 基 準 内 繰 入 金	128,756	115,472	88,753	12,385	76,241	91,182	106,917	116,181	126,405	137,561	149,759	162,044	174,502
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	58,456	62,782	63,166	68,715	70,258	73,272	75,803	74,695	79,318
資 本 的	収 支 分	114,880	111,664	152,467	152,963	111,169	119,069	107,691	96,392	86,439	68,219	74,450	86,503	98,957
	う ち 基 準 内 繰 入 金	114,880	111,664	152,467	152,963	111,169	119,069	107,691	96,392	86,439	68,219	74,450	86,503	98,957
	う ち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		243,636	227,136	241,220	165,348	245,866	273,033	277,774	281,288	283,102	279,052	300,012	323,242	352,777

○補填財源

[illegible]

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	■県主導の施策と連携しながら、積極的に取り組んでいく。
投資の平準化に関する事項	■老朽化対策を実施する際にはストックマネジメント計画を策定し、予防保全型の維持管理を導入し、投資の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	■国の動向や他自治体での導入状況を踏まえて、新たな官民連携手法であるウォーターPPPの導入について、方針を検討します。
その他の取組	■上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■経費回収率の向上、基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	■現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	■先進事例等を踏まえて、包括的民間委託やウォーターPPP等の導入も、必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	■今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上しているが、将来的には、改築事業の実施等を踏まえて、執行体制を適宜見直します。
動力費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、動力費の削減を務めます。
薬品費に関する事項	■運転方法の見直し等を踏まえて、薬品費の削減を務めます。
修繕費に関する事項	■ストックマネジメント計画等を踏まえて、予防保全型の修繕を実施し、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	■委託内容や発注方法の見直し、新技術の導入などによる委託費の削減を目指します。
その他の取組	■安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。 ■経営戦略の見直しは5年に1回を基本として行います。(次回令和12年度見直し予定)
---------------------	--

中之条町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県中之条町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (経過年数26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口	386人	水 洗 化 人 口	367人
浄 化 槽 設 置 基 数	153基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

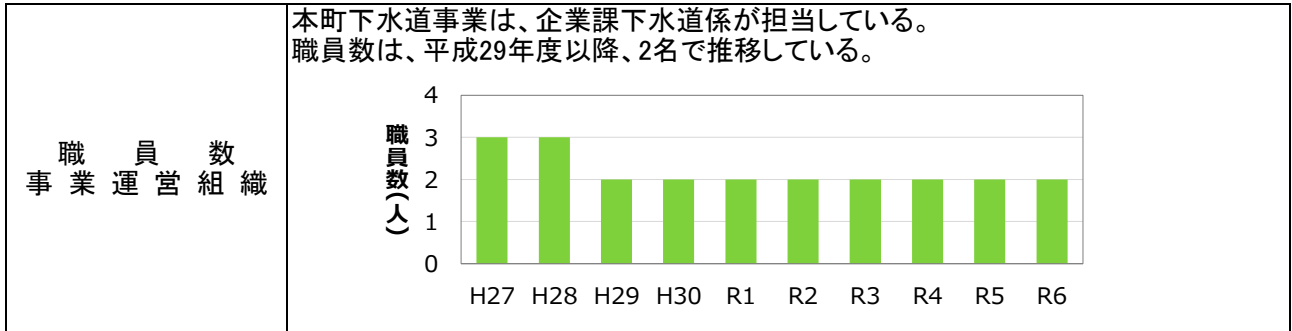
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・現行使用料体系は平成10年4月1日に改定。(前回は平成2年4月に改定) ・全事業で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.2)を採用している。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
条例上の使用料*2 (2 0 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,200 円	実質的な使用料*3 (2 0 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,211 円
	令和5年度 2,200 円		令和5年度 2,208 円
	令和4年度 2,200 円		令和4年度 2,033 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織



(2)民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■合併浄化槽の清掃及び維持管理業務を民間企業に委託しています。
	イ 指定管理者制度	■未導入
	ウ PPP・PFI	■未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■未導入

*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

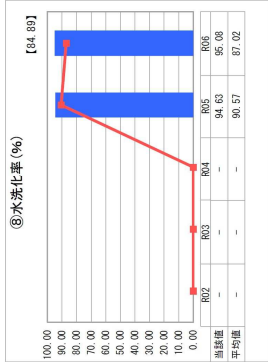
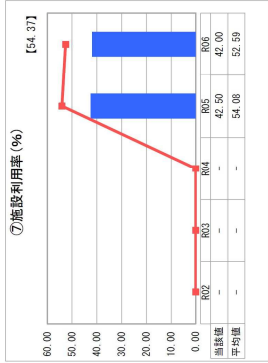
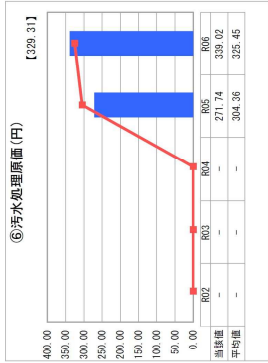
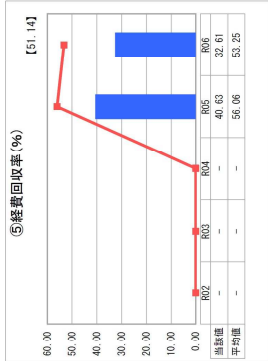
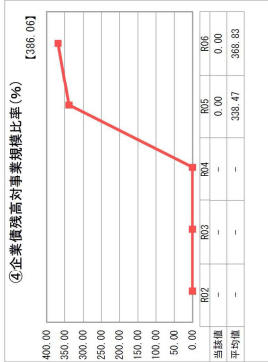
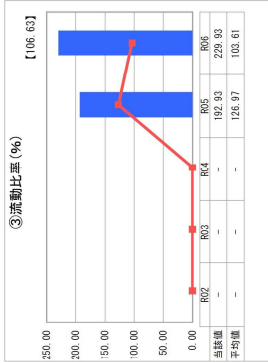
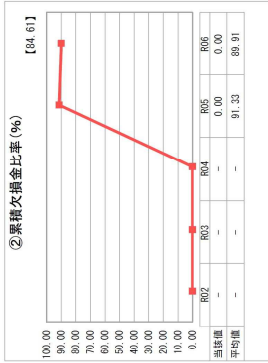
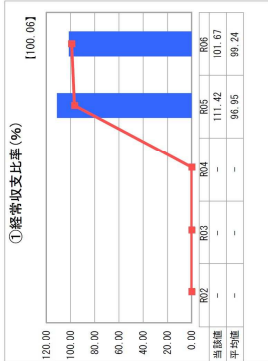
群馬県 中之条町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法費用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	47.78	2.72	100.00	2,200

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,326	439.28	32.61
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
386	0.01	38,000.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

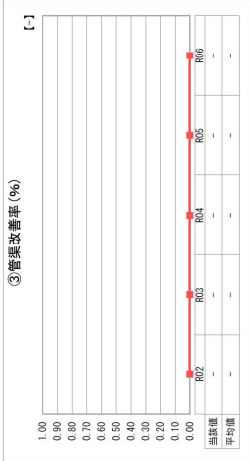
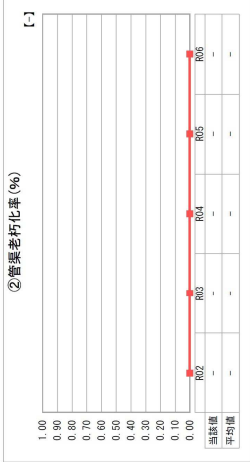
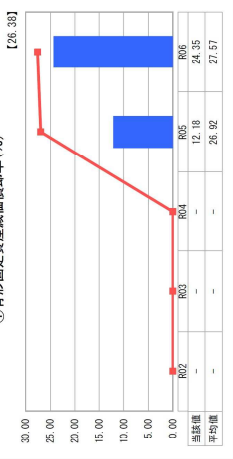


分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
- ①経常収支比率は、100%以上であり黒字となった。しかしながら、一般会計からの繰入金総取益の多くの割合を占めているため、収益性を考えた効率的な整備を行うとともに使用料の増収を目指す必要がある。
- ②流動比率は、企業価値増対率が少ないことから、類似団体と比較してかなり高い水準である。③企業価値増対事業規模比率は0%となっているが、一般会計からの繰入金に依存しているため、これは今後増収と増収率の向上に伴い、一般会計からの繰入金に依存しない状況である。
- ④経常回収率は、類似団体平均を下回っており、30%程度にとどまっている。これは、使用料収入に別して維持管理費が多いためである。
- ⑤汚水処理原価は、類似団体平均をやや上回っており、維持管理の効率化など整備改善が必要である。
- ⑥汚水処理原価は、約150銭の合併処理浄化槽である。施設利用率は、類似団体平均をやや下回っており、人口減少により今後は削減することが予想される。
- ⑦水洗化率は95%を超えており、今後も高い傾向となることが予想される。

2. 老朽化の状況について

- 平成10年度より事業を開始し、25年以上が経過している。
- ①令和5年度の法適用時に固定資産を取得したものと捉えて取得価格を算出したことにより、開始時点の減価償却累計額が0となった。そのため、前年度の有形固定資産減価償却率は、かなり低い水準であったが、当年度は減価償却累計額の増加に伴い上昇した。



全体総括

本町の特定地域生活排水処理事業は令和5年度より公営企業会計に移行了。

経営指標においては、⑤経常回収率と⑦施設利用率が類似団体との比較でやや劣っており、経営の改善が必要な状況にあるといえる。

処理区域は人口減少が進む山間地域であり、使用量の増加は見込めないため、収入は一般会計からの繰入金に大きく依存している状況である。維持管理等の効率化の観点から、事業後は人口削減による収入管理への移行を進めていくことも検討する必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

- 本町の特定地域生活排水処理事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。
- 行政人口は、「中之条町人口ビジョン」の予測に基づく。



図 処理区域内人口の予測

(2) 有収水量の予測

- 生活系汚水量と事業所系汚水量に区分して算定する。
- [生活系は水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 事業所系汚水量は、近年の減少率を加味して算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和37年度には19万m³と、令和7年度から約12万m³減少する見通し。

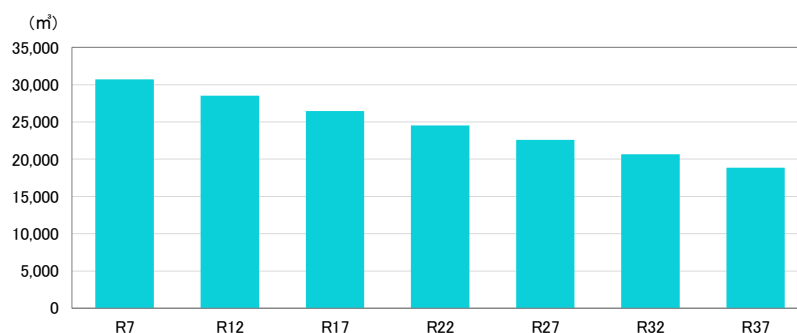


図 有収水量の予測

(3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(116.93円/m³)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入は令和37年度には208万円と、令和7年度から約130万円減少する見通し。

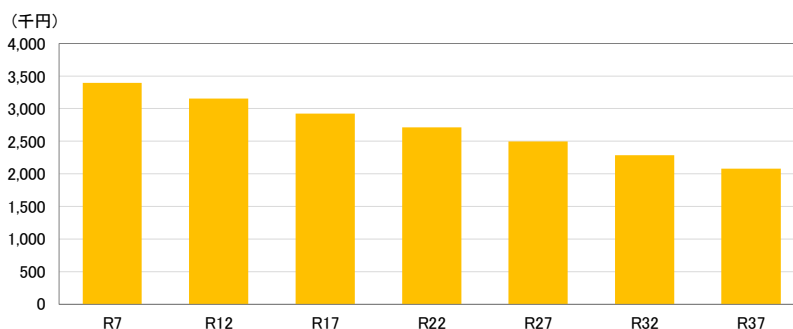


図 使用料収入の見通し

(4) 施設の見通し

- 修繕で機能を維持する。
- 合併処理浄化槽の新設は無し。

(5) 組織の見通し

今後、本町の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められます。
そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針です。

3. 経営の基本方針

【中之条町下水道事業 経営の基本方針】

中之条町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税收・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 施設の老朽化対策

■将来も下水道事業を持続可能なものとするために、機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、処理場やポンプ施設を対象とする改築事業の推進やストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 施設機能の維持

■温泉水や不明水等に起因する管路施設等の劣化を踏まえ、管路施設の更生工事等を推進し、下水道施設の機能維持に取り組んでいく。

3. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計繰入金への依存を見直し、自主性の高い経営を目指す。

4. 下水道施設の集約化

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

5. 経営基盤強化の取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

■安定した下水道事業経営を持続するために、人員増加や技術レベルの維持等を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①浄化槽の適切な機能維持
-----	--------------

老朽化した合併処理浄化槽の機能を維持するための修繕費を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①使用料改定による経費回収率の向上
-----	-------------------

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

- ①下水道使用料
■経費回収率の向上を目的に、下水道使用料の改定(全事業に改定率 R11:13%、R16:12%)を見込んでいます。正式な改定時期と改定率は、審議会等での議論を踏まえて設定します。
使用料収入:約3千万円
- ②一般会計繰入金
■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。また、収益的収支の赤字と事業全体の資金不足を補填するための基準外繰入金を計上します。
基準内繰入金:約2千万円 基準外繰入金:約1億円

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

- ①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。
- ②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。
- ③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。
- ④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	■県主導の施策と連携しながら、積極的に取り組んでいく。
投資の平準化に関する事項	■合併処理浄化槽の老朽化対策を計画的に実施し、投資の平準化を図る方針とする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	■現時点では具体的な施策の導入予定はありませんが、他自治体での先行事例等を鑑みて、合併処理浄化槽の老朽化対策や維持管理に有効な官民連携の施策の導入も視野に入れる。
その他の取組	■上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■経費回収率の向上、基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	■現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	■現時点では具体的な施策の導入予定はありませんが、他自治体での先行事例等を鑑みて、合併処理浄化槽の老朽化対策や維持管理に有効な官民連携の施策の導入も視野に入れる。
職員給与費に関する事項	■今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上しているが、将来的には、老朽化対策等の実施状況を踏まえて、執行体制を適宜見直す。
動力費に関する事項	■修繕時における省電力機器の導入等によるコスト削減を視野に入れる。
薬品費に関する事項	■経済性の高い資材の調達等につとめ、コスト削減を視野に入れる。
修繕費に関する事項	■適正な維持管理及び計画的な更新を行うことで修繕費の適正化を図る。
委託費に関する事項	■委託業務内容の見直し等を適宜行い、コスト削減を視野に入れる。
その他の取組	■安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。 ■経営戦略の見直しは5年に1回を基本として行います。(次回令和12年度見直し予定)
---------------------	---

中之条町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県中之条町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成8年度 (経過年数29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口	51人	水 洗 化 人 口	51人
浄 化 槽 設 置 基 数	22基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

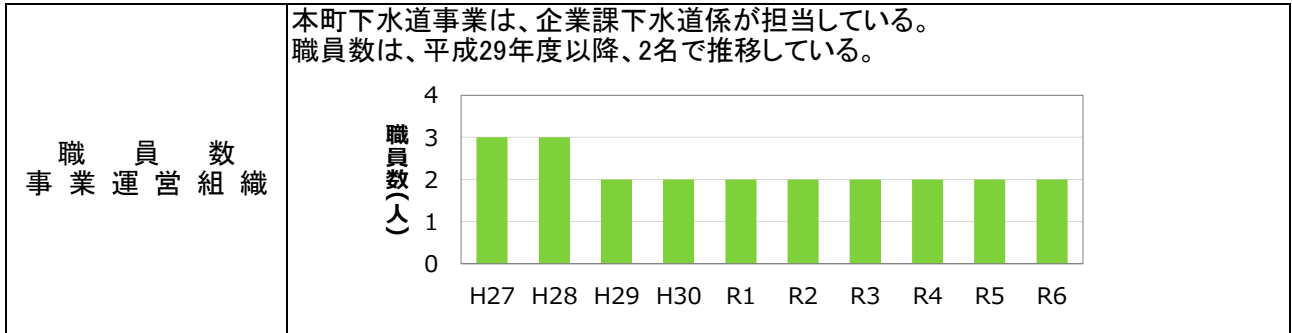
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・現行使用料体系は平成10年4月1日に改定。(前回は平成2年4月に改定) ・全事業で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.2)を採用している。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,200 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	令和6年度 2,301 円
	令和5年度 2,200 円		令和5年度 2,285 円
	令和4年度 2,200 円		令和4年度 2,092 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織



(2)民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■合併浄化槽の清掃及び維持管理業務を民間企業に委託しています。
	イ 指定管理者制度	■未導入
	ウ PPP・PFI	■未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■未導入

*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

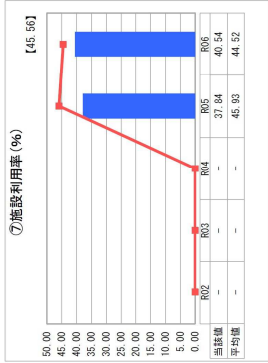
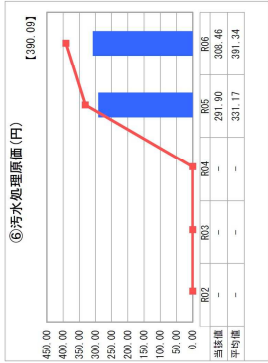
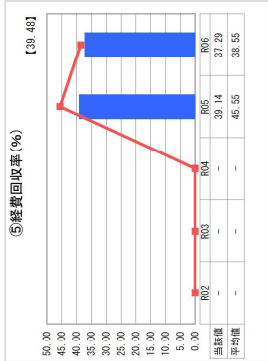
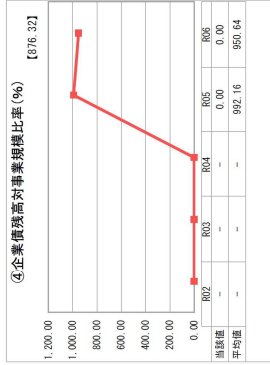
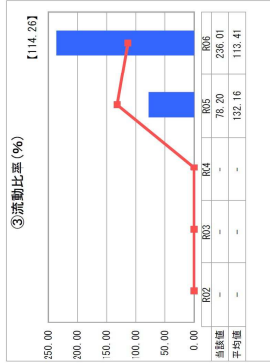
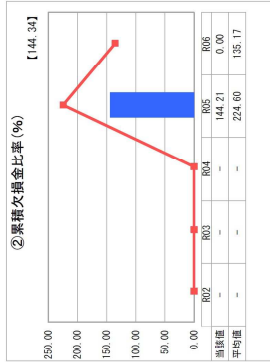
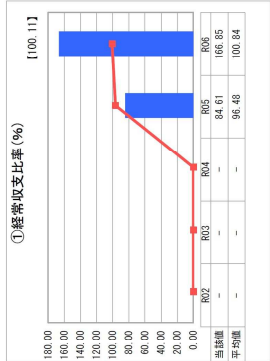
群馬県 中之条町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
下水道事業	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
法適用		普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	0.36	100.00	2,200
-	37.66			

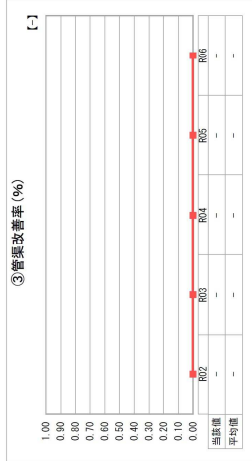
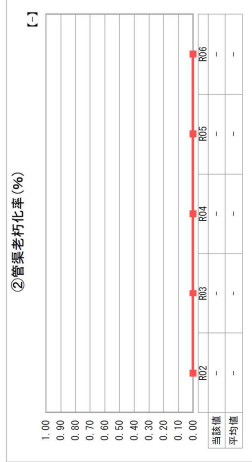
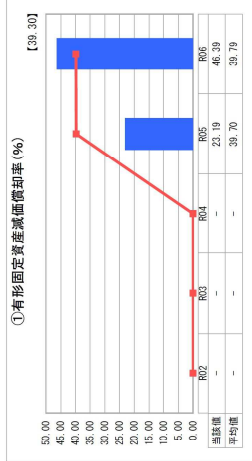
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,326	439.28	32.61
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
51	0.01	5,100.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率は、166.85%と、前年度と比較して大きく増加した。主な要因としては、元金償還に充てた借入金を長期前受金収入として計上したことが挙げられる。
- ②流動比率は、企業債償還額の減少に加えて、現金増減等の流動資産が増加したことにより大幅に上昇した。
- ③経常収支比率は、企業債償還額は0%となっているが、これは一般会計からの繰入金に依存しているためである。今後は企業債償還の減少に伴い、一般会計への依存度も減少する見込みである。
- ④経費回収率は、類似団体平均とほぼ同水準であるものの、40%未満にとどまっている。これは、使用料収入に対して維持管理費が多いためである。
- ⑤汚水処理原価は、類似団体平均をやや下回っているが、今後も維持管理の効率化など経営改善が必要である。
- ⑥汚水処理施設は、23基の合併処理浄化槽である。施設利用率は、類似団体平均をやや下回っており、人口減少により今後は過剰することが予想される。
- ⑦水洗化率は100%である。

2. 老朽化の状況について

- 平成7年度より事業を開始し、約30年が経過している。
- ①令和5年度の法適用時に固定資産を取得したものと捉えて取得価額を再評価したことにより、開始時点の減価償却累計額が0となった。そのため、前年度の有形固定資産減価償却率は、かなり低い水準であったが、当年度は減価償却累計額の増加に伴い上昇した。

全体総括

本町の個別排水処理事業は令和5年度より公営企業会計に移行した。

経営指標においては、⑥経費回収率と⑦施設利用率が類似団体との比較でやや劣っており、経営の改善が必要な状況にあると見える。同地域であり、使用料の徴収はほぼ同水準で、同じく一般会計からの繰入金に大きく依存している状況である。維持管理等の効率化を図るとともに、今後は市町村設置型から個人管理型への移行を進めていくことも検討する必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

- 本町の個別排水処理事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。
- 行政人口は、「中之条町人口ビジョン」の予測に基づく。

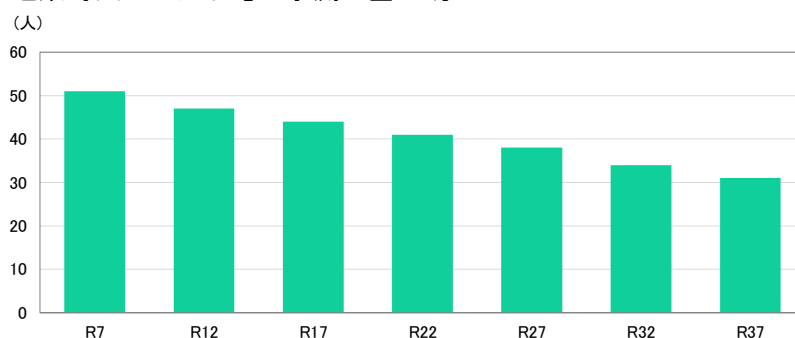


図 処理区域内人口の予測

(2) 有収水量の予測

- 生活系汚水量と事業所系汚水量に区分して算定する。
- [生活系は水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 事業所系汚水量は、近年の減少率を加味して算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和37年度には3万m³と、令和7年度から約2万m³減少する見通し。

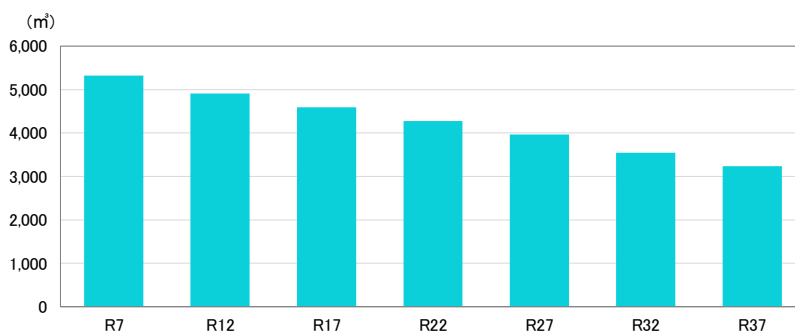


図 有収水量の予測

(3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(114.28円/m³)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入は令和37年度には37万円と、令和7年度から約23万円減少する見通し。

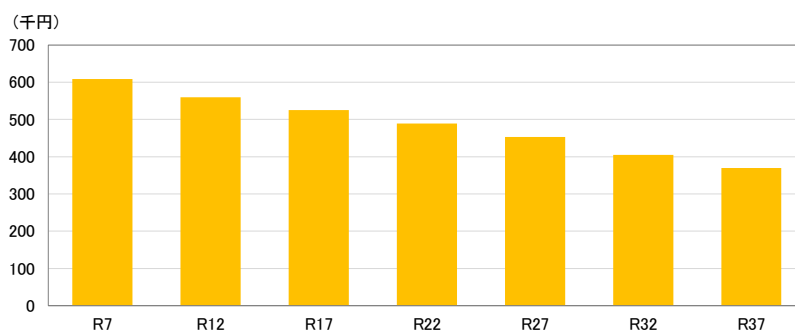


図 使用料収入の見通し

(4) 施設の見通し

- 修繕で機能を維持する。
- 合併処理浄化槽の新設は無し。

(5) 組織の見通し

今後、本町の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められます。
そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針です。

3. 経営の基本方針

【中之条町下水道事業 経営の基本方針】

中之条町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税收・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 施設の老朽化対策

■将来も下水道事業を持続可能なものとするために、機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、処理場やポンプ施設を対象とする改築事業の推進やストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 施設機能の維持

■温泉水や不明水等に起因する管路施設等の劣化を踏まえ、管路施設の更生工事等を推進し、下水道施設の機能維持に取り組んでいく。

3. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計繰入金への依存を見直し、自主性の高い経営を目指す。

4. 下水道施設の集約化

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

5. 経営基盤強化の取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

■安定した下水道事業経営を持続するために、人員増加や技術レベルの維持等を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①浄化槽の適切な機能維持
-----	--------------

老朽化した合併処理浄化槽の機能を維持するための修繕費を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①使用料改定による経費回収率の向上
-----	-------------------

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

- ①下水道使用料
■経費回収率の向上を目的に、下水道使用料の改定(全事業に改定率 R11:13%、R16:12%)を見込んでいます。正式な改定時期と改定率は、審議会等での議論を踏まえて設定します。
使用料収入:約6百万円
- ②一般会計繰入金
■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。また、収益的収支の赤字と事業全体の資金不足を補填するための基準外繰入金を計上します。
基準内繰入金:約3千万円 基準外繰入金:約5千万円

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

- ①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。
- ②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。
- ③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。
- ④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

区 分			年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 予 算 〕	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値	
収 入 益 的 収 益 的 支 出 的 経	収 入 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	604	612	604	597	593	584	649	638	630	622	613	678	669		
		(1) 料 金 収 入	604	612	604	597	593	584	649	638	630	622	613	678	669		
		益 的	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			2. 営 業 外 収 益	1,952	4,547	4,666	3,063	15,017	8,314	4,949	6,878	5,194	5,318	5,445	5,503	7,630	
		収 入 益 的 支 出	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	1,879	3,874	3,314	2,522	4,896	4,909	4,949	6,878	5,194	5,318	5,445	5,503	7,630
				そ の 他 補 助 金	1,879	3,874	3,314	2,522	4,896	4,909	4,949	6,878	5,194	5,318	5,445	5,503	7,630
				(2) 長 期 前 受 金 戻 入	73	673	1,352	540	10,121	3,405	-	-	-	-	-	-	-
			(3) そ の 他	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			収 入 計 (C)	2,556	5,159	5,270	3,660	15,610	8,898	5,598	7,516	5,824	5,940	6,058	6,181	8,299	
	1. 営 業 費 用		2,896	2,994	4,486	2,576	5,476	5,488	5,598	7,516	5,824	5,940	6,058	6,181	8,299		
	収 入 益 的 支 出		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		退 職 給 付 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(2) 経 費		1,542	1,641	3,133	1,990	5,381	5,488	5,598	7,516	5,824	5,940	6,058	6,181	8,299	
		動 力 費	修 繕 費	220	347	445	447	2,585	2,636	2,690	2,743	2,798	2,854	2,910	2,969	3,028	
			材 料 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			そ の 他	1,322	1,294	2,688	1,543	2,796	2,852	2,908	4,773	3,026	3,086	3,148	3,212	5,271	
			(3) 減 価 償 却 費	1,353	1,353	1,353	586	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 営 業 外 費 用	125	98	70	45	22	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
(1) 支 払 利 息		125	98	70	44	22	5	-	-	-	-	-	-	-	-		
(2) そ の 他	0	0	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
支 出 計 (D)			3,021	3,092	4,556	2,621	5,498	5,493	5,598	7,516	5,824	5,940	6,058	6,181	8,299		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			-465	2,067	714	1,039	10,112	3,405	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 利 益 (F)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			-465	2,067	714	1,039	10,112	3,405	-	-	-	-	-	-	-		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			-465	1,603	2,317	3,356	13,468	16,873	16,873	16,873	16,873	16,873	16,873	16,873	16,873		
流 動 資 産 (J)	う ち 現 金 預 金	838	2,955	140,352	100,440	180,868	160,791	146,983	207,657	159,794	155,973	169,333	169,178	217,980			
	う ち 未 収 金	180	191	257	173	785	437	265	355	275	281	286	292	392			
	流 動 負 債 (K)	1,303	1,333	138,363	101,886	171,931	154,519	147,409	197,915	153,360	156,415	159,522	162,761	218,533			
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分	1,282	1,310	1,092	1,112	375	-	-	-	-	-	-	-	-			
	う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	う ち 未 払 金	21	23	137,271	100,774	171,556	154,519	147,409	197,915	153,360	156,415	159,522	162,761	218,533			
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (M)			604	612	604	597	593	584	649	638	630	622	613	678	669		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 の 規 (P)			604	612	604	597	593	584	649	638	630	622	613	678	669		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	■上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■経費回収率の向上、基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	■現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	■今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上しているが、将来的には、改築事業の実施等を踏まえて、執行体制を適宜見直します。
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	■安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。 ■経営戦略の見直しは5年に1回を基本として行います。(次回令和12年度見直し予定)
---------------------	--